

電気需給契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と電気事業者名（以下「乙」という。）とは、県立日南病院で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が別に定める仕様書に基づき、甲の県立日南病院で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（電気需給期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、電気需給期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、別紙電気需給契約単価表（以下「単価表」という。）のとおりとする。

2 この契約の締結後、乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（契約保証金は、免除する。）

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4に基づき、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により仕様書に定める予定使用電力量（以下「予定使用電力量」という。）を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第7条 仕様書に定める契約電力（以下「契約電力」という。）の変更について必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は乙に超過金を支払うものとする。

3 契約超過金については、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増したものの1.5倍に相当する金額とする。この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

（使用電力量の計量及び通知）

第8条 使用電力量の計量は、計量器の記録値読みによるものとし、乙は、毎月末日の24時の検針記録値により使用電力量を算出し、翌月初めに甲に通知しなければならない。

2 前項の計量日時（検針日）は施設ごとに甲乙協議の上、決定できるものとする。
（電気料金の請求及び支払）

第9条 乙は、前条の規定による通知後、甲に当該月に係る電気料金の支払請求書を提出するものとする。

※税抜き単価を用いる場合の記載

2 前項に規定する電気料金は、基本料金（単価表の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。）、使用電力量料金（単価表の各月の使用電力量料金単価に当該月の使用電力量を乗じて得た額とする。）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額と、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金（1円未満の端数は切り捨てる。）の合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

※税込み単価を用いる場合の記載

2 前項に規定する電気料金は、基本料金（単価表の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。）、使用電力量料金（単価表の各月の使用電力量料金単価に当該月の使用電力量を乗じて得た額とする。）及び燃料費等調整額の合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金（1円未満の端数は切り捨てる。）を合計したものとする。ただし、基本料金単価、使用電力量料金単価、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3 甲は、第1項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に電気料金を支払うものとする。

4 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に電気料金を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（甲の解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力を供給する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

(3) 契約の履行に関し、乙に不正の行為があると甲が認めたとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(5) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴

力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、当該解除日から契約期間満了の日までの期間に係る基本料金及び予定使用電力量料金（予定使用電力量に単価表の使用電力量料金単価を乗じて得た額とする。以下同じ。）の合計額の10分の1に相当する額を、違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。なお、当該解除日が当該月の途中である場合には、当該月の残日数について、当該月の基本料金及び予定使用電力量料金の合計額の10分の1に相当する額を日割り計算するものとする（1円未満の端数は切り捨てる。）。

3 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

4 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約により支払が予定される金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

5 甲は、前各項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第11条 甲がその責めに帰すべき事由により本契約を解除した場合（前条第4項の規定による場合を除く。）には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第3条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金、力率割引又は割増及び燃料費等調整額）

第12条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに基本料金の力率割引又は割増及び電力量料金の燃料費等調整額は、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

（乙の解除権）

第13条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、この契約の締結及び履行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（規定以外の事項）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）その他関係法令、乙の電気需給約款、九州地区の一般送配電事業者が定める供給条件等の定めるところによる。

2 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは前項の規定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 宮 崎 県
 県立日南病院長 原 誠一郎

乙 住所
 商号又は名称
 代表者

電気需給契約単価表

	基本料金単価 (円／kW)	使用電力量料金単価 (円／kW h)
令和 7 年 1 0 月		
令和 7 年 1 1 月		
令和 7 年 1 2 月		
令和 8 年 1 月		
令和 8 年 2 月		
令和 8 年 3 月		
令和 8 年 4 月		
令和 8 年 5 月		
令和 8 年 6 月		
令和 8 年 7 月		
令和 8 年 8 月		
令和 8 年 9 月		